

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

直接目標

- 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 92.96% 【収入未済額】 67億5,319万円 (平成26年度)	【現年度分】 93.8%以上 【収入未済額】 50億円以下 (平成29年度)	【現年度分】 94%以上 【収入未済額】 40億円以下 (平成33年度)	【現年度分】 94%以上 【収入未済額】 40億円以下 (平成37年度)
後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 99.31% 【収入未済額】 9,737万円 (平成26年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成29年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成33年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○国民健康保険事業 国民健康保険事業を安定的に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 (法改正に伴う国民健康保険財政運営の都道府県単位化等 (H30 予定))

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○国民健康保険料等収納業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国民健康保険料の滞納整理を強化し、収入を確保するとともに、収入未済額の縮減を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正賦課の実施 ●民間委託による全市域での訪問収納の実施など、保険料収納対策の推進 ●収納業務の適正な執行体制の構築に向けた検討 ●保険料負担の偏りを改善するための賦課方式・賦課割合等の見直しの実施（H26） 	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正賦課の実施 ●民間活力の効率的な運用や口座振替納付の推奨等の実施 ●適正な執行体制の構築による効果的な収納業務の実施 	→ → →	事業推進
○後期高齢者医療事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 75歳以上の高齢者等に対し、広域連合による独立した医療制度等を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ●後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画に基づく、各種催告事務及び滞納処分等、収納対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ●後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画に基づく、各種催告事務及び滞納処分等、収納対策の実施 	→ →	事業推進
○障害者等医療費支給事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 医療費の一部を助成し、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害者医療費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害者医療費の助成 	→	事業推進
○成人ぜん息患者医療費助成事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 成人の気管支ぜん息患者に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費自己負担の一部助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費自己負担の一部助成 	→	事業推進
難病対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 難病患者やその家族の居宅生活を支援する取組を推進することで、保健福祉の向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●パンフレット等の配布による、難病患者関係施策の周知 ●講演会等の開催による、難病の知識の普及や治療法に関する情報の市民への提供 ●骨髄バンクドナーの普及啓発とドナーの増加に向けた登録会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●パンフレット等の配布による、難病患者関係施策の周知 ●講演会等の開催による、難病の知識の普及や治療法に関する情報の市民への提供 ●骨髄バンクドナーの普及啓発とドナーの増加に向けた登録会の開催 	→ → → ●神奈川県からの指定難病医療費助成制度の事務移管（H30）に向けた準備	●指定難病医療費助成制度の実施（H30）
原爆被害者対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 原子爆弾被爆者（被爆者健康手帳交付受給者等）に神奈川県、横浜市と協調した援護対策を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●原爆被害者への栄養補給食品、はり・きゅう療養費等の支給の実施 ●原爆被害者の子に係る医療費支給の実施 ●原爆被害者への乗合自動車特別乗車証の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ●原爆被害者への栄養補給食品、はり・きゅう療養費等の支給の実施 ●原爆被害者の子に係る医療費支給の実施 ●原爆被害者への乗合自動車特別乗車証の交付 	→ → →	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
国民年金の運營業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等の業務を行うとともに、年金の各種相談を行います。 </div>	●年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等業務及び年金の各種相談業務の実施	●年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等業務及び年金の各種相談業務の実施	→	事業推進

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

直接目標

- 最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数（健康福祉局調べ）	608 世帯 (平成26年度)	650 世帯以上 (平成29年度)	650 世帯以上 (平成33年度)	650 世帯以上 (平成37年度)
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率（健康福祉局調べ）	99% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○生活保護自立支援対策事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護家庭への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	●生活保護受給者への就労支援の実施 ●生活保護家庭の中学生への学習支援の実施（8か所・中学3年生）	●生活保護受給者への就労支援の実施 ●生活保護家庭の中学生への学習支援の実施（8か所・中学1年生から3年生）	→	→	事業推進
○生活保護業務 経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。	●最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた、必要な治療行為や年金等の収入確保への支援の実施 ●必要な方に確実に支給されるよう漏給防止の取組、及び厳格な調査・判定により要件を欠く者には支給しない濫給防止の取組等による適正実施の確保	●最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた、必要な治療行為や年金等の収入確保への支援の実施 ●漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	→	→	事業推進
○生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	●「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施	●「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施	→	→	事業推進
中国残留邦人生活支援事業 永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援します。	●永住帰国した中国残留邦人等を対象とした生活支援の実施	●永住帰国した中国残留邦人等を対象とした生活支援の実施	→	→	事業推進

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 生活保護法が定める保護施設の入所者の処遇改善及び施設経営の健全化を図るための支援を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護施設の入所者の処遇向上及び施設経営の健全化を図るための支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護施設の入所者の処遇向上及び施設経営の健全化を図るための支援の実施 	→	事業推進
明るい町づくり対策 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ホームレス自立支援施設を運営するとともに、関係機関、市民団体等と連携してホームレスの自立支援を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回相談員による生活状態・健康状態の把握及び支援の実施 ●自立支援センター等による自立支援の推進 ●アフターケア事業による再野宿化防止の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回相談員による生活状態・健康状態の把握及び支援の実施 ●自立支援センター等による自立支援の推進 ●アフターケア事業による再野宿化防止の取組の推進 	→	事業推進
福祉資金貸付事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 市内の低所得世帯に対して生活の安定寄与を目的とした生活資金の貸付を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活資金貸付及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活資金貸付及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付の実施 	→	事業推進
臨時福祉給付金支給事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 消費税増税に伴う、低所得者の負担軽減のため、臨時的に給付金を支給します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時福祉給付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時福祉給付金の支給 		
行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 行旅死亡人等の葬祭執行や生活保護の適用を受けられない外国人の救済などを行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●行旅死亡人に係る葬祭執行等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●行旅死亡人に係る葬祭執行等の対応 	→	事業推進